

令和4年12月内閣府男女共同参画局

## （1）交際相手からの暴力の状況

- ・「交際相手がいた（いる）」という人について、当時の交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“経済的圧迫”“性的強要”のいずれかの被害を受けたことが「あった」者は12.6%で、女性が16.7%、男性が8.1%であった。
- ・また、性・年齢階級別にみると、女性では20～29歳から30～39歳で25%以上、男性では30～39歳で15%以上と被害経験が多くなっている。（「男女間における暴力に関する調査報告書（令和3年3月内閣府男女共同参画局）」）

## （2）非同棲交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）への対応の考え方

- ・非同棲交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）は、**重大な人権侵害であり、許されない行為**である。また、暴行、傷害、監禁、強要等の**犯罪**に該当し得るほか、**ストーカー事案**として相談支援の対象となり得る。このことを明らかにし周知啓発等を図るなど、デートDVの防止及び被害者の保護を図っていく。
- ・予防や一時保護、緊急避難などについて必要な施策の整理を行い、これを踏まえ、**「ストーカー被害者支援マニュアル」（平成29年12月内閣府男女共同参画局）の改訂を行う。**（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」）

## （3）デートDVにも対応した「ストーカー被害者支援マニュアル」の改訂

- ・地方公共団体におけるデートDVの被害者支援の充実を図るため、支援団体へのヒアリングを踏まえ、**①デートDVの相談事例、②聞き取りのポイント、③支援内容（予防、安全確保、生活面における支援、治療・心理的サポート、加害者対応・再被害の防止）、④留意点などを整理して新たに記載。**
- ・併せて、ストーカー規制法改正や各種支援措置などの記載について充実。
- ・**令和4年度内に、地方公共団体等に配布し、相談支援などにおける対応の活用を図る。**

（参考）「ストーカー被害者支援マニュアル」の構成

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| I. ストーカーとは               | II. 「ストーカー規制法」について                        |
| III. 支援における基本的な留意事項      | IV. 被害の予防・拡大防止のために被害者等に伝えること              |
| V. 支援の主な流れ               | VI. 加害者からの問合せへの対応                         |
| VII. 被害者支援における組織的対応・機関連携 | VIII. 相談対応事例（ <b>デートDVの相談事例4件を新たに記載</b> ） |

※同マニュアルは、ストーカー被害者への円滑な支援業務を図る観点から、取扱いには厳重な注意を要することに留意し、被害者の安全の確保のためだけに活用する必要がある。